

学校事務センターだより



住民税のお知らせ



学校に勤めている県費負担教職員は、特別徴収(給与天引き)が原則です。

(非常勤講師は除く)

自宅に住民税の払込通知書が届いても、**支払いをせず、事務職員にお知らせください。**

☆6月給与より、平成29年分の収入に応じた額の住民税が、毎月給与天引きされます。

☆1月1日に住民票がある市町村に、県教委が給与で天引きされた住民税を払います。

☆5月下旬に住民税の決定通知をお渡しする予定です。



扶養手当額改定

H28年度より、子に係る手当額が6,500円から段階的に10,000円に、配偶者に係る手当額は13,000円から段階的に6,500円に改められました。



扶養親族	H28年度	H29年度	H30年度以降
子	6,500円	8,000円	10,000円
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
父母等	6,500円	6,500円	6,500円

※職員に配偶者がいない場合一人に係る手当額については、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降は子10,000円・父母等6,500円となりました。

教員特殊業務手当額改定

◎ 修学旅行等引率指導業務

1日につき5,100円(昨年度4,250円)



◎ 部活動指導業務

4時間以上……3,600円(昨年度3,000円)

※6時間を越える場合の項が削除

(2時間以上4時間未満は昨年度と同様です)



出張する場合は……

家庭訪問、遠足引率、会議、研修会等
さまざまな出張があります。

事前に、旅行命令書を作成し、終わられたら速やかに精算をお願いします。昨年度は、みなさまにご協力いただき、スムーズに点検を行うことができました。ありがとうございました。

遠足等の校外活動引率で、旅費システム明細利用の場合は、計画書や請求書等が必要となります。よろしくをお願いします。



4月に採用・転勤された方へ

通勤・住居・扶養手当の認定を行い、5月分給与で、4月と5月分が支給できるように、給与データを報告しました。学校事務センターでも確認はしますが、件数が多く誤払いを避けるため、ご自身でも5月給与明細で正しく2ヶ月分支給されているか、ご確認ください。手当支給について疑義がある場合は、調べて回答いたします。



お願い

消耗を購入し請求書を受領してから、30日以内に、支払いを行わなければなりません。速やかに事務職員まで提出してください。



特殊勤務実績簿について

5月分は5月28日(月)学校締切
その後、すぐにシステム入力し、6月の給与で支給します。必ず、提出の期限を守ってください。